

議案第20号

京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

水道事業計画の変更及び下水道事業計画の変更に伴い、本条例の給水人口、1日最大給水量、処理人口及び1日最大処理能力に必要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成16年度京丹後市条例第204号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「51,200人」を「44,200人」に、「28,000立方メートル」を「23,500立方メートル」に改める。

別表第2中「23,500人」を「24,100人」に、「12,820立方メートル」を「13,050立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成16年京丹後市条例第204号)新旧対照表

現行					改正案				
京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 平成16年4月1日 条例第204号					京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 平成16年4月1日 条例第204号				
本則 (略)					本則 (略)				
別表第1(第2条関係)					別表第1(第2条関係)				
給水区域	京丹後市峰山町の区域	(略)			給水区域	京丹後市峰山町の区域	(略)		
	京丹後市大宮町の区域	(略)				京丹後市大宮町の区域	(略)		
	京丹後市網野町の区域	(略)				京丹後市網野町の区域	(略)		
	京丹後市丹後町の区域	(略)				京丹後市丹後町の区域	(略)		
	京丹後市弥栄町の区域	(略)				京丹後市弥栄町の区域	(略)		
	京丹後市久美浜町の区域	(略)				京丹後市久美浜町の区域	(略)		
給水人口	51,200人				給水人口	44,200人			
1日最大給水量	28,000立方メートル				1日最大給水量	23,500立方メートル			
別表第2(第2条関係)					別表第2(第2条関係)				
区分	処理区域等	処理区域等面積	処理人口	1日最大処理能力	区分	処理区域等	処理区域等面積	処理人口	1日最大処理能力
公共下水道事業	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画において定められた予定処理区域又は予定	汚水1,123ヘクタール	23,500人	12,820立方メートル	公共下水道事業	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画において定められた予定	汚水1,123ヘクタール	24,100人	13,050立方メートル
		雨水99ヘクタール	—	—			雨水99ヘクタール	—	—
特定環境保全公共下水	て定められた予定処理区域又は予定	355ヘクタール	8,500人	7,350立方メートル	特定環境保全公共下水	て定められた予定処理区域又は予定	355ヘクタール	8,500人	7,350立方メートル

現行					改正案				
道事業	排水区域				道事業	排水区域			
(略)					(略)				
					<p align="center"><u>附 則</u></p> <p align="center"><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>				

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 8 年 3 月 定例会

議案の
件 名

議案第20号
京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ **条例**
その他 ()

《政策等の概要》		《市民参加の状況》				
水道法第10条の規定に基づく水道事業計画の変更及び下水道法第4条の規定に基づく下水道事業計画の変更に伴い、条例において計画上の数値として規定している給水人口、処理人口等について、計画の数値に合わせるため所要の改正を行うものである。	有 ・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)					
	《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
《政策等の必要性》		《将来にわたる効果及び経費の状況》				
条例において、水道法上の事業計画の内容及び下水道法上の事業計画の内容を規定しておく必要があるため。		持続可能な上下水道事業の推進を図る。				
《提案に至るまでの経緯》		《総合計画等の整合》				
R8.2.4 例規審査委員会で改正条例案について審査		総合計画 計画項目	16	きれいな水を循環させる上下水道の整備		
		○その他の計画(該当する場合のみ)				
		計画名称				
		策定年度				
		計画期間				
《政策等の実施時期》		担当部局	担当課	添付資料 (有の場合は、その名称)		
公布の日から施行する。		上下水道部	経営企画整備課	有 ・ 無		